

名古屋市港区
区長
宮村 善明様

2013年11月5日
港区学童保育連絡協議会
会長 小林 由佳
《事務局》中川学童保育所
Tel 651-5196

学童保育に関する懇談のお願いと要望書

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

日頃は、私たち学童保育関係者に対してご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

名古屋市の学童保育助成制度は、私たちがこれまで長年にわたり、名古屋市行政との懇談会や議会への働きかけ等を積み重ねて、要望を粘り強く訴える中、僅かながら前進してきました。

これは、毎年開いていただいている区との懇談会が確実に反映されているものと感謝いたしております。

現在、学童保育の数は、全国的に増加してきておりますが、しかしながら利用者の実態や要求にあった制度にはまだまだ不十分といわざるを得ません。

この名古屋市においても、必要としている留守家庭児童が一人でも多く学童保育で安心した生活が送れるように、学童保育施策を充実させていくことを緊急課題として強く願うものです。

私たちは学童保育事業を行うにあたって、共働き家庭、母子・父子家庭等の子どもたちの生活と親の働く権利を守るため、以下の条件が最低必要であると考えます。

- ①共働き、母子・父子家庭等の希望する子どもが全員入所でき、学童保育所に安全に通えるよう、小学校区に一つ以上の学童保育があること。
- ②子どもたちが放課後の生活を健康かつ安全に送ることができる基準を持ち、基準に適した施設と設備を備えること。
- ③開所日および開所時間は父母の労働実態に見合うこと。
- ④指導員は専任・常勤とし、子どもの安全が確保できるよう人数にかかわらず、常時複数体制とすること。
- ⑤指導員の勤務時間には、保育にかかわる準備・研修時間を含めること。

これらを基本とし、以下名古屋市への上申事項、区への要望事項をまとめて提出させていただきます。つきましては、その要望に対するご回答を受けながら、学童保育の充実にむけた懇談の場をお願いする次第です。

尚、懇談の場でより踏み込んだ協議ができるよう、要望項目に応じた関係担当課の方が同席していただくことも含めて、お願いいたします。

敬具

記

○懇談日：2013年11月22日（金）午後7時～

○内 容：2013年度港区学童保育連絡協議会

「学童保育の充実を求める要望書」に関わる懇談

尚、別紙要望書各項目については、お手数ですが事前に文書でのご回答をお願いいたします。

2013 年度港区一懇談会—具体的要望事項

1. 以下の項目について区として名古屋市に上申して下さい。

(1) 現行助成要綱について、以下の項目の改善を要求します。

- ① 児童の人数に関わらず、複数の指導員が配置でき、その後、人数枠に応じて指導員 1 名を加配できる助成制度にして下さい。
- ② 2009 年度までの助成金制度から学童保育所への助成金が減ることのないような緩和措置を継続して下さい。
- ③ 20 人から 35 人枠の助成金額を大幅に上げて下さい。
- ④ 年度途中で補助金が減ることのないよう猶予措置を設けて下さい。
- ⑤ 家賃補助を実態に即して増額してください。

* その補助額は各学童が負担している実態とはかけ離れています。

《参考》区内の家賃実態—T 学童 110,000 円

(区連協加盟学童)

- ⑥ 保育指導の計画・打ち合わせ・教材研究・研修・父母との連絡・おやつの用意などの午前中の指導員勤務を保育準備時間と認め、それに見合った補助をして下さい。
- ⑦ しょうがい児受け入れにあたっては、受け入れ一人ごとに一人分の指導員加配ができるよう実態にあった補助金にして下さい。

(2) 施設維持、改善について以下の項目を要求します。

- ① 施設確保のため、公共施設、小学校内施設等の活用ができるようにして下さい。
- ② 施設確保のため、土地や建物の契約の際、市が契約当事者になり、育成会に無償貸与して下さい。また、各学区に所在する公有地（空き地）とその利用目的を開示して下さい。
- ③ 学童プレハブ施設を人数に応じてスペース確保ができるよう、改善して下さい。
- ④ 学童施設を定期的に点検し、地震に対する施設の安全性の確保をしつつ、空調設備を整えるとともに施設管理費（修繕費用等）を必要に応じて援助して下さい。
- ⑤ 施設防犯の向上へ向け、防犯灯の設置などを行ってください。
また、プレハブ保育室の施錠は脆弱であるため、抜本的な改善をして下さい。

(3) トワイライトルームについて

トワイライトルーム実施は、市民の混乱を招き、今後の学童保育の存続に大きく影響を与えるものです。

トワイライトルームの実施は中止し、学童保育の歴史と実績を重視して、今ある学童保育施策を優先的に充実させるよう市へ強く上申して下さい。

(4) 子ども・子育て新システムについて

企業参入、幼保一元化を推し進める「子ども・子育て支援法」の国の動きには名古屋市、港区としても反対し、親の要求、就労実態にあった公的保育制度の充実をすすめていくよう働きかけて下さい。

2. 以下の項目について、区として新たに検討・実施して下さい。

- (1) 「就学時健診」及び「入学説明会」での学童保育に関する情報提供として校内での案内チラシ配布や入学説明会、またはその前後の時間を使って学童保育所の説明がすべての小学校で実施できるように学校、校長会などに働きかけて下さい。
*現状、各学童保育所が個別に学校に依頼しており、実現しているところとそうでないところがあります。
- (2) 警報発令時（避難勧告）等に児童の安全が確保されるよう、各学校の対応を確認、徹底して下さい。
《事例》これまでに警報発令時における各小学校の対応がまちまちであったため、学童在籍児童が危険な状況におかれた事例があります。
- (3) 区主催による非常災害時対応等の講習会を実施して下さい。
- (4) 「広報なごや」へ留守家庭児童育成会（学童保育）入会の案内や土地確保のための情報提供案内も含めて、掲載回数を現行年2回（9月、2月）からさらに増やしてください。
- (5) 防犯、防火・防災対策として各学童保育所に必要な防犯、防災、防火用品（具体的には消火器等）を支給・設置して下さい。
- (6) 子ども青少年局発行の学童保育案内書を外国籍卒園児に対応して、英語・ポルトガル語・中国語などで作成・配布して下さい。
- (7) 学童保育所施設、学校の通学路、学童近辺の安全な環境保全のために、同時に子どもたちの下校時の安全を確保するために、学童保育所の存在を示す案内看板の設置、また信号機、横断歩道、標識などの設置など必要な措置を関係各庁（署）へ区役所担当課から働きかけてください。

3. 以下の項目について区として継続実施して下さい。

- (1) 図書券の支給。
- (2) 区主催での年2回以上の学習会の実施。
- (3) 土地確保の際、趣旨説明等の援助。
- (4) 問題別（移転など）に、必要に応じた懇談。
- (5) 学童保育所へ年1回の視察。
- (6) 運営等に関し、調査又は現場視察等がある場合は事前の通知。
- (7) 不審者情報の迅速な発信と徹底。
- (8) 子ども青少年局発行の学童案内書の裏面に各学童の名称・住所・電話番号を掲載。
- (9) 上記案内書を区内の保育園・幼稚園の卒園児に配布。
- (10) 港区学童保育連絡協議会作成の学童保育案内パンフレット等を区役所等の公的施設での配布活用。
- (11) 保育園園長会へ入所募集活動等の仲介、援助。
- (12) 港区学童保育連絡協議会主催の「港区学童保育合同運動会」の後援。
- (13) 区連協又は実行委員会主催による企画（まつり・学習会等）のポスター等を区役所内に掲示。
- (14) 港区ふれあい広場に港区学童保育連絡協議会として参加協力。